

公 告

下記森林について、森林経営管理法第11条第1項の規定により公告する。

令和8年7月1日

横手市長 高 橋



記

1 森林の所在等

整理番号	所在・地番	林班・小班	地 目	面積 (ha)
集33	横手市増田町狙半内 字下爺山114-3	23-13-2	山林	(0.68) 0.68
	横手市増田町狙半内 字下爺山118	23-110-1	原野	(0.04) 0.04

※表中面積欄：上段（ ）は実測面積、下段は林地台帳面積

- この公告は、別添の経営管理権集積計画を定めようとするにあたり、上記の森林の所有者の一部を確知できないことから行うものである。
- 上記森林について、別添の経営管理権集積計画の定めるところにより、横手市（乙）が経営管理権の設定を、森林所有者（甲）が経営管理受益権の設定を受ける。
- 経営管理権に基づき、当該森林について森林経営管理法第33条第1項の規定による市町村経営管理事業の実施による経営管理が行われる。

5 当該森林に係る経営管理権集積計画の内容

番号	始期	存続期間	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法	存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
集33	別添集積計画の公告日から	2041年3月24日まで	<p>○乙は、存続期間中に利用間伐又は保育間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。</p> <p>○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は道路からの目視によって判断できる限りで行う。</p>	<p>○経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。</p> <p>○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	○乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。